

山鹿市条例第35号

山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

山鹿市火災予防条例（平成27年山鹿市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第41条—第46条）

」を 「第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第41条—第46条）
第3章の2 林野火災の予防（第46条の2・第46条の3）」
に改める。

第40条に見出しとして「（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）」を付し、同条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第46条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第40条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第46条の3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第40条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第78条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。